The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	明治時代における日本のエジプト研究
Author(s)	R・ハムザ, イサム
Citation	待兼山論叢. 日本学篇. 1982, 16, p. 17-31
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/56499
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

明治時代における日本のエジプト研究

イサム　R・ハムザ

日本人が中東・イスラム圏についてなんらかの知識をえたのは徳川幕藩時代まで遡ることができる。その知識は中国を媒介として伝えられてきたが、同時に東アジアに現われた中東・イスラム圏からの交易船を通してなんらかの接触があった模様である。徳川後期には、中国の文献よりもむしろ西洋の文献(洋学)などを通して日本人の中東・イスラム知識が少しひろげられ、とりわけ新井白石のイスラム圏に関する知識は、当時としては卓抜のものであった。新井白石の『采覧異言』(一七一三年)、『西洋紀聞』(一七一五年)がそれである。

その後、徳川時代が終わって明治時代に入ると、アジアに進出する欧米諸国に対応しながら、日本の近代国家の形成をすすめる指導者、知識人によって中東・イスラム情勢、ことにアラブ問題、エジプト問題が注視された。その一例として、明治前期の箕作麟祥(みつくりりんしょう)によるエジプト法律研究がある。以下、私は箕作によるエジプト法律研究、また箕作以後のエジプト研究の事実を紹介し、さらにそれらの研究の歴史的な背景を検討したい。

1　箕作麟祥のエジプト法律研究

明治初年から、日本の識者は中東・イスラム圏についてきわめて独自な関心を示しはじめた。きわめて独自な関心という意味は、たとえば箕作麟祥（弘化三～明治三〇年、一八四六～九七年）のように、西洋の法制研究、法制摂取の一環として日本の条約改正問題にからめてエジプト法制研究を行なったという意味である。

箕作は、幕末の外国奉行栗本鋤（文政五～明治三〇年、一八二二～九七年）とフランス公使レオン・ロッシュ（L.Roches, 一八〇九～一九〇一年）によって横浜にひらかれたフランス語学校で学んだといわれる。レオン・ロッシュは来日前、アルジェリア、エジプト、あるいはアラビアで活躍し、アラブ・イスラム圏について造詣の深い人物であったから、麟祥ら日本人にイスラム圏における近代的法制導入の文献・知識を与えたことが推測される。慶応三年（一八六七）、徳川昭武一行に従って箕作はフランスに留学し、明治元年（一八六八）帰国した。明治新政権は民衆や藩制維持勢力と対決しつつ、政府機構を整え、中央集権権力による全国統一をめざして諸改革を重ね、新国家の基本方針を内外に示し、新たな時代に向かおうとしていた。

周知のように、明治初年から外国法の摂取が精力的に行なわれたが、一八八一年(明治一四年)まではイギリス法・フランス法の摂取が中心であり、明治一四年以後ドイツ法の摂取が優勢になった。明治の初めには自由主義的風潮がかなり優勢であり、国権に対する民権という考え方が体制内においても無視できないほどであった。もちろん明治政府のなかでは、「建国の大法はデスポチックに之無くては相立ち申間敷」（伊藤博文宛木戸孝允書簡、明治六年）というむきだしの国権論が貫かれていたが、明治初年には明治政府の基礎はいまだ脆弱であり、自由主義的ゼスチュアを示して妥協をはかり、あるいは自由主義的知識人を体制内に抱え込む面があった。そのような空気のなかで、江藤新平がフランス法を模範として、日本の民法典編纂と司法制度の整備に異常なほどの熱意を示したのである。

江藤新平は一八六九年（明治二年）、箕作麟祥にナポレオン五法典の翻訳を命じ、一八七一年（明治四年）には民法編纂会（のちに民法会議）を司法省に設け、箕作麟祥・神田孝平・加藤弘之・渋沢栄一などを会員に選んだ。箕作は明治二年から同七年までのわずか五年間に憲法を含め、ナポレオン五法典の全訳を完了したのである。

江藤新平の法典編纂の仕事には「世界の諸国と《併立》したいというかれのナショナリズムと『興国策』にみえる『条約改正に至らば、我始めて外人の御国中に在る者へ皆我国法を奉ぜしめて違わざらしむ』ることができるという希望が働いていた」（園田日吉『江藤新平伝』）のである。そして「治外法権の撤廃によって日本が独立国家の体面をもつこと」（同上）を彼は期待していたのである。

このような明治前期の条約改正・治外法権廃止を求める日本人識者の悲願をこめた西洋の法制研究のなかから、その副産物として、おそらく偶然とは思えぬ副産物として、エジプトにおける治外法権・領事裁判改正問題に関するすぐれた研究があらわれた。一八七三年（明治六年）には『土耳其（チュルキー）及埃及（エジプト）に在る領事官裁判の権』（内閣文庫、訳稿集成第一編巻五）、一八七三年には外卿副島種臣の命をうけた福地源一郎の『外国人立合裁判報告』（内閣文庫）、一八七七年には工部卿伊藤博文の命をうけた「お雇外人」ジョン・リチャード・デヴィッドソンの『埃及国共立裁判報告書』（内閣文庫）などが早くもあらわれている。そのひとつとして箕作麟祥による『埃及法律書（全）』（一八七八年〈明治一一年〉、司法省刊）の刊行があった。それに先立ち、箕作麟祥の筆になる『埃及国裁判改正書類』（『埃及国裁判改正法』、『埃及国裁判改正法会議筆記第二』、『埃及国裁判改正』の三篇を含むエジプト法制研究の草案）が一八七五年（明治八年）一月から二月の間にまとめられた。当時麟祥は太政官翻訳局長を経て司法省局長の地位にあった。

明治時代の最初の中東・アラブに対する関心が、このような日本の不平等条約改正を求める国家的にして同時に国民的な意図をもって、エジプトの裁判問題に向けられたことは注目に値する。きわめて学問的なエジプト法律研究が、きわめて実務的、政策的な意味をもってあらわれ、しかもそれが司法省・外務省・工部省を舞台に着手されたのであり、自由主義者フランスの法学者ボアソナード（G.E.Boissonade）（一八二五～一九一〇年）の指導のもとに明六社の民権論者であった箕作と体制内の他の人によって集成されたのである。

箕作麟祥がフランス法典の翻訳にとりかかったのは彼が二二歳の年であり、伊藤博文（一八四一～一九〇九年）の知遇とボアソナードの指導をえて、エジプト裁判法等の翻訳・研究を完了したのが二七歳のときであった。その後、彼は一八八〇年元老院議官となり、八二年、東京学士会院会員となる。八七年、法律取調委員、八八年から九一年まで、司法次官、九〇年、貴族院勅選議員となり、九三年、法典調査会主委員、九六年、行政裁判所長官に任命された。また和仏法律学校（法政大学の前身）校長をつとめた。九七年には男爵となった。

2　麟祥以後

明治一一年に箕作麟祥の『埃及法律書』が出来てからかなりのエジプト研究文献が現われた。その中に、原敬の『埃及混合裁判』（一八八九・明治二二年）がある。原敬（安政三～大正一〇年・一八五六～一九二一年）は、エジプトおける治外法権問題、欧州諸国による領治裁判問題、またそれを解決しようとしてエジプト政府によって作られた混合裁判制度を研究し、『埃及混合裁判』（明治二二年八月、金港堂出版）を著した。

また同年一〇月、東海散士（一八五二～一九二二年、本名、柴四朗）の『埃及近世史』が現われた。散士は、民権・

国権論においてエジプト問題に焦点をあて『埃及近世史』を著した。その中に第一章から第九章まで、彼はエジプトの土地・人口および人種について、またエジプトの科学・文学などを一般的に紹介したあとで、エジプトのフランスによる占領と近代化のきっかけ、近代エジプトとムハメッド・アリの役割、またその後の彼の後継者たちによるエジプトの近代国家形成の過程について述べている。そして第一〇章から第二二章まで、スエズ運河の開業、裁判構成（領事裁判から混合裁判へ）、財政紛乱、行政内情と二重管理制度などのような近代エジプト史上における問題を明らかにした。そして、その問題によって引き起された国民の状態について「祖税及農民」、「商業及工業」、「宗教」、「風俗」、「教育」、「奴隷禁止」という題名の下に詳しく記している。また「国民党の運動」と題された第二四章で散士は、一八七六年の国民党（祖国党）の成立から、一八八一年のアラビー革命後英国がエジプトを占領するまでの間の出来事を明確に記録した。

ところで、東海散士によって書かれたエジプトについての文献は『埃及近世史』だけではなかった。明治一八年（一八八五）に、ナショナリズムを基調とする政治小説『佳人之奇遇』が発行された。この小説は福沢の『学問ノス、メ』につぐ明治前半の大ベストセラーとなった。散士はこの小説で、アメリカ独立、スペイン革命、アイルランド独立運動、中国革命等とならんでエジプトのアラビー革命を題材にし、日本の対外政策を「亡国」として批判している。

明治二三年に出版されたもう一つのエジプト研究文献は、原田敬吾訳『埃及惨状内地干渉』である。原田は法学を学ぶため、アメリカに留学した。その期間にこの文献を翻訳した。原書は、ジョン・イリオット・ボウエン氏がニューヨーク州のコロンビア大学政治科に於て、博士の学位を得るため著述した論文である。その表題は〝The Conflict of east and west in Egypt〟という。すなわち、「埃及國ニ於テ東洋ノ勢力ト西洋ノ勢力ートト相衝突スル

ノ事情」と原田は訳した。この書物では、エジプト疲弊の原因が討究され、財政の紊乱と欧州諸国の外交政略が論じられている。原田がこの論文を選んで翻訳したのは、民族主義的な動機があったと思われる。原田は留学中、つまり日本から遠くはなれた異国で、東洋諸国（中国・インド・トルコ・エジプト）で西洋諸国が陰険な政略を画策していた時期に、日本がヨーロッパ的近代化を目指して新たな社会を造ろうとしていたにも拘らず、依然として「治外法権」のような問題が存在していたことに愛国者として憂慮したためであろうと思われる。

最後にもう一つの事例を紹介しよう。それは、横浜の税関官史を務めていた野村才二の場合である。彼は職務研究のためアメリカに留学した。その帰国の途上、明治二〇年一二月四日、インド航海中セイロン島に寄港した折、当地へ追放されたオラビー侯（アラビーパシャ）を野村は訪れている。アラビー侯はエジプトを占領したイギリス軍に抵抗していたエジプト軍の将軍で、陸軍大臣であった。一八八二年にエジプト軍は敗北して、アラビー侯は逮捕され、セイロン島へ追放された。野村はアラビー侯に会って、エジプトとイギリスの問題、東洋に対する西洋の政策、またそれに対する日本の立場などについて問答した。その対談が「アラビーパシャの談話」という題名をもって明治二一年四月、東京日々新聞に載せられた。その後、明治二四年七月、この談話は小冊子の形で出版されている。

3　エジプト研究の歴史的背景

先に紹介した文献は明治前期にエジプトに対する日本識者の関心を示すものであり、そのことは新生の日本にとってかなり有用性があったものと推察される。それは、日本の近代化の動機はエジプトの場合と同じく外的要因によって引き起されたものであるからである。エジプト人が一七九八年ナポレオンの遠征によって受けた影響と、

日本人のペリー来航による影響とは両国の近代化の出発点であったことに気付くのである。

フランス遠征軍はオスマン帝国がエジプトに課していた孤立政策を一掃した。その結果エジプト国民はヨーロッパの近代的な文明に触れる機会を得て、当時ヨーロッパで広く行われた政治・経済・文化に関する諸制度を取り入れることができた。またエジプト国民がフランス軍に対して起しためざましい抵抗運動は彼らの愛国心を燃え上がらせ、国民の指導者の登場をうながし、フランス軍撤退後、近代史において初めて自決権を行使して自分たちの支配者を選任した。その選ばれた支配者はムハメッド・アリであった。

ムハメッド・アリはエジプトの総督になってから、自家の王朝の確立、ついにはオスマンにかわるイスラム帝国の樹立をめざす。彼の野望と、四囲の状況から行なわれたアラビア・シリア・ギリシア・オスマン帝国との連続戦争（一八一一～三九年）はたえず財政窮乏をもたらし、それへの対策の必要が彼に、国家レベルにおける近代化政策を強いた。半世紀以上のちの明治維新政府とおなじく、それは「富国強兵」「殖産興業」「文明開化」の順を追った。彼は以前の徴税請負制を廃止して「公地公民」とした国土に綿花などの商品作物の作付強制、その専売と貿易の独占を行ない、とくに綿作のための灌漑用水路を掘って、農地を拡大し、また織物その他の大工場や最新式の造船所をもつくりあげ、また海軍を建設した。これらに必要な人材は、ナポレオン没落で職を失なったフランス人・イタリア人の旧軍人および技術者などによって供給されたが、そのあとつぎを養成するための諸学校もつくられた。また多数の留学生がおもにフランスへ派遣された。後に彼らはエジプトにおける新知識層の育成に大きな役割をはたした。

しかし、これらの諸改革はすべて、伝統社会の解体・変貌を強いた。大規模な農民兵士徴発は多くの農地を荒廃

させ、作付強制は農民への重圧になったばかりでなく、ギリシヤ人・アルメニア人・イタリア人らの特権商人を育てて、エジプト商人を破滅させた。またアリの支配の末期、西欧諸国の圧力から商業独占を守る努力が結果的にはトルコ系・チエルケス系の少数の巨大地主をうみだすこととなった。以上のような集権的な国家機構の形成、大規模な灌漑施設と農地開発など国家レベルでの近代化政策の遂行が一方では知識人・商人などを指導層とする新生の民衆勢力を破壊していったことは、以後のエジプト社会全体にとっては高くついた出費であった。一八三九～四一年のヨーロッパ諸国の外交的・軍事的圧力による危機に直面したとき、ムハメッド・アリはともに戦うべき民衆勢力をもたず、干渉に屈服して、エジプトのみの世襲王朝に局限され、一八三八年の通商条約を受け入れて、自立的な独占体制を解体せざるをえなくなった。以後エジプトは世界資本主義体制に従属的に組み入れられてゆくこととなる。

*

ムハメッド・アリの後も各総督は外国人を歓迎し、彼らがエジプト国内で経済活動を活発に行うことを奨励した。また、エジプトの近代化を成し遂げる礎とするために、多数の外国人に助力を求めた。こうしてエジプトに滞在する外国人の数が増え、彼らは会社、鉄道、工場、銀行、学校、新聞、病院などを設立し、また多くの者が政府機関の役人となった。その他種々雑多な職業につき、農地や建物の敷地を所有する者もあり、輸出入、特に綿花の輸出を独占した。このように一九世紀から、エジプトの町や村に滞在する外国人の人口が増加した。一八六七年の調査によればエジプトに在留する外国人は二〇万人であった。

特筆すべきことは、誠意をもってエジプトに尽くし、近代的な改革推進に参与した外国人もいたが大多数の外国

人はエジプトに災厄をもたらし、エジプト民衆を搾取したり、農民に金を貸し付けて暴利をむさぼったり、農地を取り上げたりしたことである。また策略を用いて、架空の損害に対する多額の補償金を政府から引き出すのに成功した外国人もいた。彼らはエジプト人を見下し、外国人としての特権を得て、エジプトで特殊な地位を占め続けた。この外国人の有する特権は、オスマン帝国が領内各地に滞在する外国人に対して、彼らの資本を利用し、国内に経済活動の流入をはかるために、在留外国人の生命・財産の保護を引き受けることになった結果である。こうして外国人に対して、彼らの間で起った出来事を彼ら自身で処理する権限が与えられるようになり、各国の領事は自国民の係争事件を裁決するようになった。

この特権を最初に供与されたのはフランスであったが、つづいて他の西欧諸国も同様にこの特権を獲得していった。エジプトはオスマン帝国の一総督州であったので、当然エジプト国内でもこの特権が認められるようになった。

支配権が強力な間は、オスマン帝国はこの自国内の特権的外国人から多大の利益をあげたが、国力が疲弊するにつれて、この外国人に与えられた特権は災難を招くもととなった。例えばエジプトでは、外国人の権益が増大し、領事たちはこの特権の規定を悪用し、勝手に利用していった。そして、自分たちはエジプト政府の支配を受けず、税金を納付する義務はなく、エジプトの法律を適用されず、エジプト国民との係争事件で国内裁判所の裁きを受ける必要がないと主張した。ついにはエジプト国民を相手にしても、領事に対して提訴するようになった。エジプト国内には約一七の領事裁判所が設立され、そこではそれぞれの自国法が適用された。このように裁判権を有する領事は、エジプトにとって大きな重荷となり、彼らの存在はエジプト国民の光輝ある額に汚点を記す恥辱となったのである。こうしてエジプト国民は外国人によって主権をつぎつぎと犯され、大きな苦痛を味わうことになった。

*

東洋の中でそのような苦い体験をもった国の一つは日本であるといえよう。ペリーは、浦賀に来る前に、琉球中山王を脅迫して修好条約を結ばせ、貯炭所をもうけ、また一旦浦賀を去った後に小笠原島に合衆国領土の標柱をたて、ここにも日本との万一に備えて貯炭所をもうけていた。これだけの足場を作っておいて、翌一八五四年一月、ペリーは再び日本に来て、何かといえば一戦に及び勝敗相決すべしと武力を示威しながら、交渉月余、三月、徳川幕府に和親条約（神奈川条約）を結ばせ、下田と函館を開港させた。この条約第九条はすでに、日本が今後外国に与えるあらゆる利益は無条件でアメリカにも与えるとの無条件最恵国待遇を定めていた。アメリカにつづいてイギリス・帝政ロシア・オランダが同様の条約を幕府と結んだ。やがてハリスがやってくる。彼もまた要求をいれなければ艦隊を呼びよせるとおどし、或は、五〇余隻の英仏連合艦隊がいま清国を攻めているが、それが終りしだい日本に来てうむを言わせず通商条約を結ばせるであろうと他国の武力をだしにして、ついに一八五八年六月、幕府に日米修好通商条約（安政条約）を結ばせた。つづいてオランダ・イギリス・ロシア・フランスと同様の通商条約が結ばれた。久しく鎖国し、また国内の先覚者を迫害しつづけてきた幕府は、西洋諸国との条約で、どこをどうおさえておくべきかを知るよしもなかった。幕府の無知と無力をハリスらは最大限に利用した。そして神奈川（後に横浜）・長崎・函館・新潟・兵庫をそれぞれ所定の期日に開港し、江戸・大阪を開市し、自由に人民相互の貿易通商をすると定めたのみでなく、日本の独立の主権を侵して、つぎのような重大な権益を獲得した。

安政条約の主な内容は次の通りであった。㈠開港開市場に外人居留地を設定する（ただし、外人は居留地以外に住めない。また居留地のまわり一定区域外を旅行できない）。㈡輸出入物品関税率は、両国の協定による（日本に

関税自主権なし)。㈢日本人に罪を犯した外国人は、その国の領事がその国の法律によって裁く、日本人が外国人に罪を犯したときは、日本の当局が日本の法律によって裁く。また内外商人の債権債務の争いについても、外国人が被告の場合はその国の領事裁判で、日本人が被告の場合は日本の裁判で公正に裁判する。外国人が条約に違反した場合は、日本官よりその国領事に出訴する(治外法権制)。㈣神奈川条約の最恵国待遇規定その他本条約と矛盾しない部分は有効として残存する。㈤一八七二年(明治五年五月二六日)以後は、双方とも一カ年の予告を以て本条約に必要なる修正を加えるために協議できる(条約有効期限が定められていない)。

第三条は、外国人は日本の行政処分の執行や行政上の法律・規則には服さないとか、外国人はいっさい課税されないという内容ではなかった。しかし、現実には、イギリスには、イギリス公使パークスを先頭に、外国側では、日本在留の外国人は日本の法律・規則にはいっさい従う必要がないという態度をおし通した。そこで、治外法権の下では、日本はつぎのような不利と屈辱をうけることとなった。

領事裁判では、民事・刑事ともに外国人に有利に日本人には不利に判決されやすい。民事において日本人は実際には公正な裁判をうけることができない。そして、もし日本国内の領事裁判の結果に対して不服な場合、控訴審は相手がイギリス人なら清国上海のイギリス高等裁判所に訴えねばならず、それよりさらに上級の裁判となると、ロンドンまで行かねばならない。イギリス以外の国民が相手なら第二審からしてその本国の高等裁判所へ控訴せねばならない。これは、たいていの日本人には控訴の費用と手数にたえられず事実上控訴の道を奪われているのも同様であった。つまり一審の判決に泣き寝入りしなければならない。したがって領事裁判が存在するということはただそれだけで、外人との関係では日本人から事実上法律の保護を奪い、外人のみが不公正に保護されることになる。

治外法権はいわば抜かないで斬る刀である。

安政条約およびそれから派生する居留地制度のみを見ても、幕末の日本は欧米の半植民地のような状態に置かれていたといわねばならないが、列国はこの不平等条約で貿易の利益を独占しようとするのみでなく、政治的にも野心を抱いていた。当時イギリスとロシアはアジアの至る所でその勢力を争っていたが、そのため一八六一年二月から八月末まで、帝政ロシアの軍艦が対馬島の芋崎を不法占拠し、その租借を対馬藩主に強要し、かってに海軍基地をつくるという事件がおこった。対馬島は日本海と東シナ海を分つ要地で、英・ロ・仏・米各国みなこの地を自国の勢力下に置こうとねらっており、ロシアがまず手を出したのである。幸いに対馬島民の決死の抵抗がロ艦の基地設定をさまたげ、藩主をして同地租借を承諾させず、そのうちイギリスがロ艦に退去をせまって、事件はおさまったが、当時の日本の地位はこれほどにも危かった。しかし、その時からイギリスは日本をイギリスの東洋における対ロ抗争の「前哨」にしようとして、日本の高圧的態度をとりつづけた。

このような危険な状況のもとで、一八六八年に明治維新が起こった。新政府は旧体制から不利な遺産を受け継いだ。しかし、近代国家を建設し、完全な独立を獲得するためには不平等条約と治外法権制度を改正しなければならなかった。そこで、明治維新の指導者たちはエジプトの不平等条約・治外法権問題に注目し、その調査・研究に着手したのである。それはまさにエジプト政府が一八七五年（明治八年）にその問題を解決するために、混合裁判制を設置した直後である。

エジプト政府はそれらの問題の解決策として、裁判官の大半が外国人で構成される特別裁判所を設立して、外国人の民事・刑事事件を審理し、諸外国の同意を得た法典をそこで適用するという案を考えた。そして、最終的に混

合裁判所の設立に諸外国の合意を得た。こうしてエジプト人と外国人との判事によって構成され、エジプト政府が提議し諸外国の承認を得た法典に準拠して、提訴された案件を審理し、エジプト政府の総督の名において判決が言い渡される裁判所が設立された。この混合裁判所の業務は開始されたが、扱う対象が外国人同士の民事および商業上の係事事件に限定されたので、エジプト人の提訴は受けつけられなかった。また、刑事上の事件は軽重を問わず従来どおり領事裁判所で裁決されていた。この裁判所はエジプト人を犠牲にして外国人の側に立ち、その裁決はいかに道理が曲げられるかのよき例証となった。またいかなる外国人も、総督あるいはエジプト政府それ自体と、この法廷で争う権利が認められるようになった。さらにこの法廷で適用される法典の改訂には、関係するすべての国の同意が必要とされた。こうしてこの混合裁判所はエジプト内におけるもう一つの小国家ともいえる姿を呈するようになった。

このような混合裁判所は個々の国の領事裁判権が一四カ国からなる国際的な裁判組織に統一されたという点で、特殊例外的な法的制度になっている。ちょうど明治初年からエジプトの法制的な意味での国際管理が西欧列強の間でひとつの大きな話題になっていた。領事裁判の改正にあたって「エジプトの轍をふむなかれ」という意識が箕作麟祥らの心底にあったものと思われる。

明治初頭に治外法権あるいは不平等条約の条項が適用されていた国々は、オスマン帝国・エジプト・クレタ・トリポリタニア・マスカシト・バハレーン・イランなどの中東の国々、エチオピア・アルバニア・タイ・中国・日本などであった。このうち一九世紀のうちに領事裁判権・治外法権の廃止にいたったのは日本だけ（一八九九年・明治三二年）であり、大多数の国は第一次大戦後（両大戦間期）に廃止にいたった。もっとも遅れたのが中国（一九

四三年）とエジプト（一九四九年）であった。一九三七年、スイスのモントルーで会議が開かれ、エジプトで外国人特権を有する諸国家が、一二年の猶予期間を置いて一九四九年に外国人特権と混合裁判所の廃止を決議した。これによりエジプトは外国人特権と混合裁判所を一掃し、すべてのエジプト住民をエジプトの司法権の管轄下に入れた。

日本が早く領事裁判権・治外法権を廃止することができたのは、条約改正交渉に成功したからである。明治新政府は安政の不平等条約を改正し、法権と税権の回復を実現して、欧米列強に対する従属的地位から脱却するため、あらゆる努力を傾けなければならなかったのである。

*

明治初年から箕作らによるエジプト近代法や近代史の諸研究が発表されたのは、明らかに日本における不平等条約・治外法権・領事裁判権などのような近代化過程に於ての問題解決に資するため、同様の問題を抱えたエジプトの実態を見きわめるところにあった。

明治前期に日本の知識人によるエジプトに関心をよせる研究が多く現われたが、明治後期になると、国家主義的観念の興隆にともない、被支配民族に対する共感はもろくも失なわれ、エジプトへの別の関心がよせられることになった。すなわち台湾・朝鮮の統治技術に役立てようとするための西欧列強の対アラブ・エジプト政策、植民地経営に対する関心である。たとえば、(1)加藤扶桑の「保護国経営の模範埃及」（明治三八年）。(2)井上雅二の「韓国経営資料―埃及における英国」（明治三九年）。(3)鎌田栄吉の「埃及の財政―台湾参考資料」（明治四三年）などのような帝国主義・軍事主義的関心にもとづくエジプト研究であった。

参考文献

中岡三益「現代エジプト論」、アジア経済研究所、一九七九年

井上清「条約改正」岩波新書、一九五五年

資料

原敬「埃及混合裁判」、金港堂、明治二二年（国立国会図書館蔵）

東海散士「埃及近世史」明治二二年（国会図書館）

原田敬吾訳「埃及惨状内地干渉」、博文堂、明治二三年（国会図書館）

野村才二「アラビーパシャの談話」明治二四年（国会図書館）

（大学院学生）